

令和 7 年度

横手西部農業水利事業

横手西部地区排水管理検討（その 2）業務

特 別 仕 様 書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

横手西部農業水利事業横手西部地区排水管理検討(その2)業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、横手西部農業水利事業の排水管理に資するため、事業計画を踏まえた排水管理方法について検討を行うものである。

(場所)

第1-3条

業務位置は、秋田県横手市及び大仙市地内で別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立ち入り等)

第1-4条

作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立入りにあたっては、監督職員に事前連絡により確認後、作業に着手するものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の

業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－8 条

受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

作業にあたっては次の基準等を適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(社)農業土木機械化協会	令和 6 年 10 月

(設計条件)

第 2－2 条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 計画排水量

皆瀬 1 号幹線用水路：	$Q_{1/10}=43.95\text{m}^3/\text{s}$
皆瀬 3 号幹線用水路：	$Q_{1/10}=25.96\text{m}^3/\text{s}$
皆瀬 4 号幹線用水路：	$Q_{1/10}=11.36\text{m}^3/\text{s}$
吉田幹線排水路：	$Q_{1/10}=102.91\text{m}^3/\text{s}$
油川幹線排水路：	$Q_{1/10}=53.14\text{m}^3/\text{s}$
大宮川幹線排水路：	$Q_{1/10}=50.72\text{m}^3/\text{s}$
石持川幹線排水路：	$Q_{1/10}=30.12\text{m}^3/\text{s}$
五郎兵衛排水路：	$Q_{1/10}=31.75\text{m}^3/\text{s}$

(貸与資料等)

第 2－3 条

貸与資料は次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
実施設計	平成 22 年度 国営土地改良事業地区調査 横手西部地区施設整備計画検討業務報告書	1 部
	平成 23 年度 国営土地改良事業地区調査 横手西部地区施設計画補足設計その他業務報告書	1 部
	令和 4 年度 横手西部農業水利事業 横手西部地区事業計画諸元検討補足設計業務報告書	1 部
その他	令和 6 年度 横手西部農業水利事業 横手西部地区排水管理検討業務報告書	1 部
	国営横手西部土地改良事業計画書（農業用排水）及び同 説明資料	1 部

(貸与資料の取扱い)

第 2－4 条

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3－1 条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙－2「作業項目内訳表」に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 現地調査及び施設管理者からの情報収集	1 式	
2 排水管理に関する課題への対応	1 式	
3 排水管理の条件整理	1 式	
4 排水管理計画（案）の検討	1 式	
5 報告書の作成	1 式	

(設計作業の留意点)

第 3－2 条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第 2－1 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ①農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://nn-techinfo.jp/> を参照。
 - ②新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 事業計画における排水計画については、別紙－3に示す分水工での分水比率の調整により排水再編を行うものとしている。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 着手前（業務計画書作成段階）

第2回 中間打合せ（現地調査及び施設管理者からの情報収集段階）

第3回 中間打合せ（排水管理の条件整理段階）

第4回 中間打合せ（排水管理計画（案）の検討段階）

最終回 最終打合せ（報告書原稿作成段階）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

秋田県横手市大屋新町字大平 99-39

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

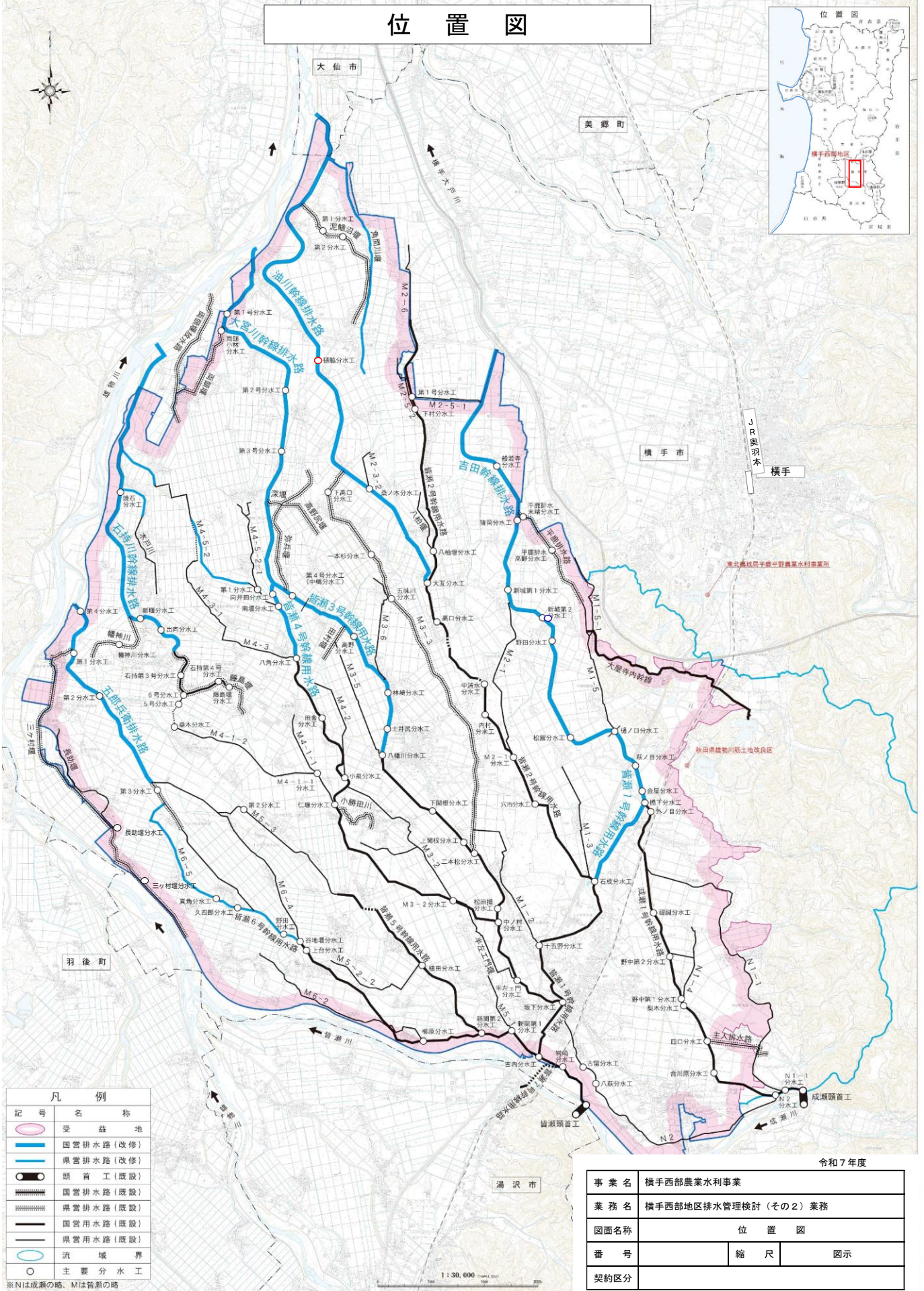
- (1) 第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



令和7年度

事業名	横手西部農業水利事業		
業務名	横手西部地区排水管理検討（その２）業務		
図面名称	位 置 図		
番 号	縮 尺	図示	
契約区分			

※Nは成瀬の略、Mは菅瀬の略

横手西部地区排水管理検討（その２）業務

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 現地調査及び施設管理者からの情報収集	排水再編に伴う排水管理の検討に必要な現地調査を行うとともに、令和６年度業務における検討内容を施設管理者に提示し、構想に対する意見など、排水管理の検討に要する情報を収集する。	○
2 排水管理に関する課題への対応	上記１で収集した情報などから、半左エ門分排水工下流及び植田分排水工下流の現況通水能力を確認する。	○
3 排水管理の条件整理	令和６年度業務の検討内容及び上記１～２をもとに、用水管理システムの利用、施設整備の必要性及び分排水工操作方針など、排水管理において考慮すべき条件を整理する。	○
4 排水管理計画（案）の検討	上記３を踏まえ、排水管理体制、分排水工施設整備及び分排水工操作手順などについて整理した、排水管理計画（案）を策定する。	○
5 報告書の作成	各作業の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

排水再編に係る分水比変更分水工一覧

分水工	計画洪水量 1/10年 (m^3/s)	分水後 路線	現況分水工ゲート規模形式	用水管理 施設	再編前ゲート操作 及び分水比率		再編後流量 (m^3/s)	
					開閉	比率	流量	比率
古内分水工	1. 924	M1	鋼製ローラーゲート B4. 30m×H2. 20m×1門	TM/TC	開	72%	1. 039	54%
		M6	鋼製ローラーゲート B1. 70m×H2. 20m×1門	TM/TC	開	28%	0. 885	46%
坂下分水工	1. 904	M1	転倒ゲート B2. 70m×H1. 35m×1門（整流部 B2. 0m）	TM/TC	転倒	31%	1. 542	81%
		M3	転倒ゲート B2. 55m×H1. 70m×1門（整流部B3. 0m）	TM/TC	転倒	69%	0. 362	19%
石成分水工	4. 352	M1	鋼製スライドゲート B0. 80m×H0. 80m×1門	TM/TC	閉	0%	0. 827	19%
		M2（上段）	鋼製スライドゲート B4. 20m×H0. 65m×1門（越流 式）	TM/TC	開	100%	3. 525	81%
		M2（下段）	鋼製スライドゲート B1. 30m×H1. 30m×1門	TM/TC			－	0%
仁堰分水工	6. 333	M4	転倒ゲート B2. 20m×H1. 20m×2門	なし	転倒	65%	6. 333	100%
		M4-1-2	鋼製スライドゲート B2. 40m×H1. 70m×1門	なし	開	35%	－	0%
M2-1分水工	8. 822	M2-1	鋼製スライドゲート B2. 40m×H1. 70m×1門（横抜）	なし	閉	0%	0. 618	7%
			鋼製スライドゲート B0. 60m×H0. 60m×1門（横抜）	なし	閉	0%		
		M2	転倒ゲート B2. 10m×H0. 60m×1門（右岸のみ）	なし	転倒	100%	8. 204	93%
油川（大互） 分水工	18. 058	油川	鋼製転倒ゲート B3. 00m×H1. 25m×1門	TM/TC	転倒	92%	16. 975	94%
		M2	鋼製スライドゲート B1. 60m×H1. 00m×1門	TM/TC	開	8%	1. 083	6%
田舎分水工	10. 411	M4	転倒ゲート B4. 50m×H1. 00m×1門	なし	転倒	84%	10. 411	100%
		田村堰	鋼製スライドゲート B1. 00m×H1. 00m×2門	なし	開	16%	－	0%
M6-4（谷地堰） 分水工	6. 264	M6-5	転倒ゲート B2. 10m×H0. 80m×1門	なし	転倒	58%	5. 512	88%
		M6-4	鋼製スライドゲート B1. 50m×H1. 00m×1門	なし	開	42%	0. 752	12%
三ヶ村堰分 水工	4. 682	三ヶ村堰	転倒ゲート B2. 20m×H0. 50m×1門	なし	3. 980	85%	4. 027	86%
		長助堰	鋼製スライドゲート B2. 20m×H1. 40m×1門	なし	0. 702	15%	0. 655	14%

※敷高が違うため流量により変動する